

物価高騰対応給付金のご案内

☎ 市 社会福祉課(給付金専用窓口) ☎53-5127 FAX 53-5128

対象世帯および支給金額

- ① 令和6年度住民税非課税世帯
(1世帯3万円)
- ② ①の世帯のうち18歳以下のこども
(生年月日が平成18年4月2日以降)を含む世帯
(こども1人につき2万円)

※どちらの給付金も世帯主の口座に振り込みます。

①の給付金は2月下旬から3月中旬にかけて、②の給付金は3月中旬頃に対象と思われる世帯に案内を送付しています。詳細は案内に同封されているチラシ、または市公式ウェブサイトをご確認ください。

①の給付金の案内で、**支給要件確認書**または**申請書(請求書)**が届いた世帯については、必要事項を記入の上、添付書類とあわせて同封の返信用封筒にて返送をお願いします。

返送期限：**7月31日(木)**※必着

※住民税課税者に扶養されている親族等のみからなる世帯や、令和6年1月2日以降に海外から転入された人を含む世帯等は対象外となります。

※課税状況等が変わった、令和6年12月14日以降に出生された等、対象になるとと思われる場合は、社会福祉課(給付金専用窓口)へお問い合わせいただくか、市公式ウェブサイトをご確認ください。



▲市公式ウェブサイト

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

令和7年度 後期高齢者医療保険料に係る均等割額の軽減基準額の変更について

☎ 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013

後期高齢者医療保険料は、所得割額と均等割額の合計額で、お一人ごとに算出しています。

令和6・7年度の均等割額は「48,604円」となっており、同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の方は均等割額が軽減されます。

関係法令等の一部改正に伴い、下表のとおり4月1日から均等割額の5割および2割軽減の対象世帯の所得要件が変わります。

■均等割額にかかる軽減の基準と割合

均等割額 軽減割合	対象者の所得要件(世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	
	現行	改正後
7割	43万円+10万円 ×(年金・給与所得者の数-1)以下	改正なし(左記と同じ)
5割	43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+(30万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
2割	43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+(56万×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下

※詳しくは、市公式ウェブサイトまたは滋賀県後期高齢者医療広域連合のウェブサイトをご覧ください。



▲市公式ウェブサイト



▲滋賀県後期高齢者医療
広域連合ウェブサイト

特別障害者手当および障害児福祉手当を支給しています

問 市 障がい福祉課 ☎53-5123 FAX 53-5119

特別障害者手当および障害児福祉手当は、日常生活で常時特別の介護が必要かつ在宅で生活する重度の障がいのある人に支給しています。

※本人や家族の所得状況により対象にならない場合もあります。

種類	月額 ※4月1日現在	対象(①・②を満たす人)
特別障害者手当	29,590円	①身体または精神に著しく重度の障がい(重度の障がい重複している等)があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の人 ②在宅で生活している人 ※施設入所、入院している人は対象外です。
障害児福祉手当	16,100円	①身体、知的または精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の人 ②在宅で生活している人 ※施設入所している人は対象外です。

自動車燃料費・福祉タクシー運賃等を助成します

問 市 障がい福祉課 ☎53-5123 FAX 53-5119

市では、身体・知的・精神障がい者(児)の社会参加を支援するため、次のとおり助成を行っています。

対象者

①自動車燃料費助成

自動車税または軽自動車税の減免の対象となる、身体障害者手帳1級～4級(障害部位による)、療育手帳A1・A2または精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人と、本人または家族が自動車をお持ちの精神障害者保健福祉手帳2級を持つ人

②福祉タクシー運賃助成

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、または精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ人

③リフト付きタクシー運賃助成

全身性障がいのため、リフト付きタクシーの利用でなければ移動が困難な人

助成内容

該当する助成区分に応じて、1カ月あたり2～8枚の助成券(①・②は500円券、③は2,000円券)を交付します。

※助成券の交付は①～③のうちいずれか1種類のみです。

※再発行はしません。

申請方法

上記いずれかの手帳を障がい福祉課または山東支所、近江・伊吹市民自治センター、各行政サービスセンターへ持参してください。

自動車燃料費助成を申請する場合、運転免許証と令和6年度の自動車税または軽自動車税の減免を受けていることがわかる書類か、車検証があわせて必要です。ただし、家族の所有する自動車を本人以外の方が運転される場合は、申請の際に通院証明書等が必要となります。詳しくは障がい福祉課までお尋ねください。

医療機関を受診する際は マイナ保険証をご利用ください!

☎市 市民保険課 ☎53-5114 ☎53-5118
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

マイナ保険証とは?

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのことで、従来の健康保険証の代わりに利用することができます。マイナ保険証での受診には事前準備が必要です。まずは、準備が済んでいるかを確認してみましょう。

令和6年12月2日
から、マイナ保険証を
基本とする仕組みに
移行しました!



スタート!

マイナンバーカードを
持っている

いいえ

マイナンバーカードを申請しましょう

- ・オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
- ・郵送による申請
- ・まちなかの証明写真機からの申請
- ・市役所で申請
(市民保険課・山東支所・各市民自治センター)



▲詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

はい

マイナンバーカードの
健康保険証利用登録
をすでに済ませた

いいえ
(わからない)

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしましょう

- ・医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ・マイナポータルから行う
- ・まちなかの証明写真機からの申請
- ・市役所で登録
(市民保険課・山東支所・
各市民自治センター)



▲カードリーダー
(イメージ)



▲マイナポータル
はこちら

はい

医療機関や薬局で、マイナ保険証を使ってみましょう!

①受付

マイナンバーカード
をカードリーダーに
置く

②本人確認
顔認証または
4ケタの暗証
番号を入力



③同意確認

診察、服薬情報等
の利用について
同意確認

④受付完了!



マイナ保険証を利用することで、データに基づくより良い医療が受けられます!

マイナ保険証利用時に、服薬情報等の利用に同意することで、過去に処方されたお薬等の情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができ、より正確な情報を基にした治療や服薬管理が可能になります。

さらに…

手続きなしで、高額療養費の限度額を超える支払が免除されます!

限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

その他の
メリット等詳しくはこちら▶
(厚生労働省ウェブサイト)



マイナ保険証対応の
医療機関・薬局等はこちら▶
(厚生労働省ウェブサイト)



マイナ保険証をまだお持ちでない方へ

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行した後も、経過措置として最長1年間は現在お持ちの健康保険証を使用できます。制度ごとの有効期限※は下表のとおりです。

また、従来の健康保険証の発行は終了しましたが、**マイナ保険証をお持ちでない方も申請不要で交付される「資格確認書」で、これまでどおり保険診療を受けることができます。**

※記載内容に変更があった場合は、有効期限内でも使用できなくなります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
マイナ保険証(各制度共通)	ずっと使えます(マイナナンバーカードの更新等は必要です)									
健康保険証(国民健康保険) ※70歳・75歳に到達される方は健康保険証に記載された有効期限まで	7月31日(木)まで									
健康保険証 (後期高齢者医療制度)	7月31日(木)まで									
健康保険証(社会保険等)	令和6年12月2日から最長1年間(詳しくは加入している医療保険にご確認ください)									

医療機関を受診する際は…

- ・マイナ保険証を**お持ちの方**→**マイナ保険証**、または経過措置による健康保険証をお持ちください。
- ・マイナ保険証を**お持ちでない方**→**資格確認書**、または経過措置による健康保険証をお持ちください。



マイナ保険証をお持ちでない場合も、資格確認書等により医療機関等を受診できますが、マイナ保険証は、診療履歴に基づいたより良い医療を受けられる等多くのメリットがあります。ぜひ、マイナ保険証への切替えをご検討ください!

加入している医療保険の資格情報はマイナポータルで確認できます

ご自身の医療保険の資格情報はマイナポータルから確認できます。また、マイナ保険証をお持ちの方には、加入する医療保険者から資格情報を通知するお知らせ(資格情報のお知らせ)が交付されます。

オンライン資格確認対象外の医療機関等を受診する場合や、何らかの事情でマイナ保険証の利用ができない等の場合は、マイナポータルの画面(ダウンロードしたPDF媒体を含む)や資格情報のお知らせをマイナ保険証と一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

※転職等により加入する医療保険の資格が変わった場合等は、新たな資格情報の反映に一定の期間を要します。ご自身の最新情報の反映状況については、マイナポータルで確認をお願いします。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

現在発行している健康保険証または資格確認書は、令和7年7月31日(木)で有効期限を迎えます。

令和7年8月からの「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は、7月中旬～下旬に送付予定です。

※69歳以下の方の「資格情報のお知らせ」には有効期限がないため、すでに「資格情報のお知らせ」をお持ちの方には送付しません。(再発行が必要な場合はお申し出ください。)

国民健康保険に加入の方は、これまで同じ世帯の国民健康保険加入者の被保険者証をまとめて送付していましたが、今年度は世帯主宛に資格情報のお知らせと資格確認書ごとに分けて送付する予定です。同じ世帯でも届く時期が異なって二通に分かれて届く場合があります。



詳しくはこちら▲
(市公式ウェブサイト)



マイナ保険証を持っていても、 転職等で医療保険者が変わる場合は、手続きが必要です!

マイナ保険証の登録の有無に関わらず、国民健康保険への加入・喪失の届出は、**必ず14日以内**に行ってください。

令和7年度の国民年金保険料は月額17,510円です

☎ 日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1112

毎月の保険料を口座振替の当月末引き落とし(早割制度)で納付したり、4月分から半年分、1年分、2年分の保険料を口座振替または納付書、クレジットカードでまとめて納付(前納)すると、保険料が割引きされお得です。
※早割適用後の最初の引落しは前月分(割引なし)と当月分(割引あり)の2カ月分となり、その後は当月分(割引あり)の1カ月分となります。

※納付書での2年前納や口座振替には手続きが必要です。

学生納付特例制度とは

「学生納付特例制度」は、申請により学生期間中の国民年金保険料の納付が猶予される制度です。将来の年金受給権を確保するだけでなく、万が一の事故等で障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

対象者

大学(大学院)や高校等に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人または失業等のある人

▼所得の目安

[128万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等]以下

必要書類

申請書※、マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書、有効期限・学年・入学年月日の記載のある学生証の写しまたは在学証明書(原本)
※失業の場合は離職票等の添付が必要な場合があります。

申請できる期間

過去期間分 申請書が受理された月から2年1カ月前まで

将来期間分 年度末まで

申請窓口

市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター、彦根年金事務所(郵送申請可)

※マイナポータルによる電子申請も可能です。



▲電子申請について
(日本年金機構ウェブサイト)

路線バスの運行ダイヤを変更・まいちゃん号は30分前予約に変更します

☎ 市 地域振興課 ☎53-5111 ☎53-5138

路線バスの運行ダイヤの変更について

- ・長岡登山口線の土日祝日のダイヤの運行休止を延長します。毎年冬季(12月から翌4月まで)の土日祝日のダイヤについて運行休止しておりましたが、伊吹山の登山道の通行止めのため、令和7年5月1日(木)以降も運行休止します。
- ・令和7年10月1日(水)から米原工業団地線の土日ダイヤを運行休止し、平日と祝日のダイヤのみ運行します。月曜日から金曜日の間にある祝日については祝日ダイヤで運行します。
- ・各路線の運行時刻の変更等については市公式ウェブサイトをご確認ください。

☎ 湖国バス長浜営業所 ☎0749-62-3201



▲市公式ウェブサイト

まいちゃん号の予約締切時間の変更等について

- ・令和7年7月1日(火)からまいちゃん号の予約締切時間を1時間前から30分前に短縮します。
(11時00分の便を予約する場合:10時00分までの予約締切が、10時30分までの予約締切となります。)
- ・東草野エリア、上板並・小泉エリアから乗車する場合の予約締切時間は、予約から同エリアに乗合タクシーを配置するために必要な時間の都合上、1時間前までの予約締切のままですので、ご注意ください。
- ・令和7年4月1日(火)からまいちゃん号の停留所を下記のとおり新設します。
ゲンキー米原西店(米原共通-39)、ゲンキー近江店(近江共通-49)、ゲンキー山東店(坂口-4)、ういんぐ薬局(井之口-4)、多和田グラウンド(多和田-8)

☎ まいちゃん号予約センター ☎0749-52-8200

高齢者対象の带状疱疹予防接種が始まります

☎ 市 健康づくり課 ☎ 53-5125 FAX 53-5128

対象者

次の年齢に該当する方で、過去に带状疱疹ワクチン任意接種を受けていない、または完了していない方

- ①65歳の方
- ②60歳から64歳の方であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする方
- ③70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方（令和7年度から5年間の経過措置）

※100歳以上の方については、令和7年度に限り対象です。
※①と③の対象の方は、年度末の年齢です。
※過去に任意接種で接種した方は残りの接種が対象です。
※生活保護世帯の方は接種費用を全額助成します。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。



▲市公式ウェブサイト

使用するワクチン 次の2種類のワクチンから選択できます。

ワクチンの種類	接種回数	自己負担額(1回あたり)
不活化ワクチン(シングリックス)	2回	6,600円
生ワクチン(ビケン)	1回	2,600円

接種方法

指定医療機関に直接予約してください。 ※市外でも接種可能な場合があります。詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。健康づくり課までお問い合わせください。

持ち物 案内通知(4月上旬発送予定)、接種費用

◆米原市内指定医療機関◆

医療機関名	住所	電話番号	生ワクチン (ビケン)	不活化ワクチン (シングリックス)
いそクリニック	磯1729番地1	52-1100	×	○
伊藤内科医院	入江1673番地	52-3534	×	○
近江診療所	新庄77番地1	54-2127	○	○
おおはらクリニック	市場411番地	55-1009	○	○
かがい医院	箕浦372番地	52-9333	×	○
かしはら診療所	柏原2100番地	57-0855	○	○
Js clinic-east	梅ヶ原1412番地	57-6321	×	○
柴田医院	入江500番地	52-3217	○	○
地域包括ケアセンターいぶき	春照58番地1	58-1222	×	○
塚田医院	顔戸433番地1	52-0041	○	○
米原診療所	三吉581番地	54-5311	○	○
三浦医院	市場359番地	55-1025	○	○
医療法人緑泉会 水野医院	長岡600番地	55-2133	○	○
吉田内科クリニック	宇賀野88番地20	52-6855	○	○
山東診療所	志賀谷1907番地	55-8700	×	○
吉槻診療所	吉槻656番地	59-0419	×	○

犬の登録と狂犬病予防は「飼い主の義務」です

☎ 市 環境政策課 ☎53-5112 ☎53-5138

生後3カ月以上の犬には、登録(初回のみ)と年に1回狂犬病の予防注射を受けることが法律で定められています。集合注射を下記の日程で行います。また、各動物病院でも注射を受けることができますので、必ず受けてください。室内犬でも登録と狂犬病予防注射は必須です。

予防注射および登録手数料

既に登録している場合

予防注射手数料	1匹	2,950円
予防注射済票交付手数料	1件	550円
合計		3,500円

新たに登録する場合

犬の登録手数料	1匹	3,000円
予防注射手数料	1匹	2,950円
予防注射済票交付手数料	1件	550円
合計		6,500円

持ち物

- ・登録カード(愛犬カード) ※登録済みの犬の場合です。
- ・集合注射の案内はがき ※問診欄に必要事項をご記入ください。

注意事項等

- ・犬の体は清潔にし、犬を制御できる人が連れてきてください。
- ・咬傷犬、妊娠、病気、その他異常のある犬は、事前に申し出てください。
- ・手数料は、お釣りのないようお願いします。
- ・集合注射会場でも犬の新規登録ができますが、順番が前後する可能性があるため、なるべく事前に登録をお願いします。
- ・交通状況により時間が多少前後する場合があります。

日時と会場

実施日と担当	時間	会場	実施日と担当	時間	会場
4月10日(木) まいばら動物病院	14:20~14:30	曲谷ライスセンター前	4月23日(水) みなみ動物病院	10:00~10:10	上丹生公会堂
	14:45~14:55	大久保公民館		10:20~10:30	枝折公民館
	15:05~15:15	伊吹生活改善センター		10:40~10:50	三吉会館
	15:25~15:35	上野会館		13:20~13:30	磯公民館
4月15日(火) なごみ動物病院	13:30~13:35	世継会館		13:45~13:55	米原学びあいステーション(旧米原公民館)
	13:40~13:45	坂田第1児童クラブ駐車場		14:05~14:15	ゆたに公民館
	13:55~14:05	近江市民自治センター駐車場	5月7日(水) 長浜どうぶつ病院	14:00~14:10	坂田第1児童クラブ駐車場
	14:15~14:20	多和田会館		14:20~14:30	近江市民自治センター駐車場
	14:30~14:35	岩脇公民館	5月9日(金) みなみ動物病院	13:30~13:40	枝折公民館
4月16日(水) 笠原動物病院	10:00~10:10	旧山東生涯学習センター(志賀谷)		13:50~13:55	三吉会館
	10:20~10:30	池下公民館前駐車場		14:10~14:20	米原学びあいステーション(旧米原公民館)
	10:40~10:55	おおはらクリニック駐車場		14:30~14:40	磯公民館
	11:05~11:15	野一色会館	5月14日(水) 笠原動物病院	13:30~13:45	山東B&G海洋センター
	11:25~11:35	龍が鼻会館		14:00~14:10	山東支所駐車場
	13:30~13:40	河内会館		14:25~14:35	おおはらクリニック駐車場
	13:50~14:00	長久寺集会所	5月15日(木) 吉永動物病院	13:30~13:40	伊吹市民自治センター駐車場
	14:15~14:30	山東B&G海洋センター			
	14:45~14:55	大野木会館	犬の死亡・飼い主変更手続きは電子申請が利用できます 犬の死亡届や飼い主の変更、飼い主の住所変更の手続きは、電子申請でも受け付けています。マイナポータルからぴったりサービスをご利用ください。  ▲マイナポータル		
	15:05~15:15	山東支所駐車場			
4月17日(木) まいばら動物病院	13:45~13:55	伊吹市民自治センター駐車場			
	14:05~14:15	高番集会所			
	14:30~14:40	大清水会館			
	14:50~15:00	寺林集会所			

4月から(特別)児童扶養手当額が引き上げられます

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5132 FAX 53-5128

(特別)児童扶養手当の月額、年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて変更されます。令和6年の物価指数が対前年比で2.7%上昇したことから、令和7年4月から手当(月額)が引き上げられます。

児童扶養手当

		手当額(月額)	
児童数	区分	変更前	変更後
第1子	全部支給	45,500円	46,690円
	一部支給	45,490円～10,740円	46,680円～11,010円
第2子以降	全部支給	10,750円加算	11,030円加算
	一部支給	10,740円～5,380円加算	11,020円～5,520円加算

特別児童扶養手当

区分	変更前	変更後
1級	55,350円	56,800円
2級	36,860円	37,830円

商品車の課税免除について

☎ 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

商品車(軽四輪)に係る令和7年度軽自動車税(種別割)の課税免除の申請を受け付けます。

対象車両	販売を目的として所有している商品車(軽四輪のみ)
申請受付期間	令和7年4月1日(火)～令和7年4月8日(火)
申請受付場所	市役所本庁舎 税務課窓口 ※山東支所ならびに各市民自治センターでは受付できませんのでご了承ください。
問い合わせ先	市 税務課 軽自動車税担当 ☎53-5115

※申請方法や必要書類等詳細については別途案内を送付しますので、税務課(軽自動車税担当)までご連絡ください。

車検時の納税証明書の提出が原則不要となります

☎ 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

令和7年4月より新たに小型二輪自動車(オートバイ)排気量250cc超が、軽四輪で先行して始まっている軽JNKS対象車両に追加されます。軽JNKSとは、納税情報をオンライン上で確認できるシステムです。軽JNKSの導入に伴い、全ての車両の継続検査窓口での納税証明書の提出が原則不要となります。しかしながら、納税情報の反映には納付された日から一定期間を要するため、車検を控えている方は可能な限り早めの納付をお願いします。また、この運用に合わせて、令和7年度から小型二輪を所有されている方で口座振替にて納付される方へは、納税証明書は送付しませんのでご了承ください。なお、納付後すぐに車検を受ける等、納税証明書を必要とされる場合は税務課・山東支所・各市民自治センターの窓口にて無料で発行します。

生活圏情報アプリ「lorcle(ロークル)」で 米原市のイベント情報等配信中!

☎ 市 広報秘書課 ☎53-5163 FAX 53-5149

あなたに必要な「まちの情報」をお届けします
生活圏情報アプリ「lorcle(ロークル)」

スマートフォンアプリ「lorcle(ロークル)」で、米原市のイベント情報、まちのニュース等を配信しています。週末のおでかけや最新情報のチェックに、ぜひご活用ください!



ダウンロードは
こちら!▶



軽自動車税(種別割)の減免申請の締め切りは6月2日(月)です

問 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

障がいのある人のために使用される車両は、申請により一定要件のもとで軽自動車税(種別割)が減免されます。減免を受けるには、6月2日(月)までに税務課、山東支所、各市民自治センターへ申請をお願いします。

対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、一定の要件に該当する人(令和7年4月1日時点)
※公的機関、地縁団体等が所有する車両も減免になることがあります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

対象車両

- 障がい者(身体・知的・精神)本人が所有する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車
- 障がい者(知的・精神)または18歳未満の障がい者(身体)の通院、通学、通所、通勤(生業)のために利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車

申請に必要なもの

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか ②運転者の運転免許証 ③車検証 ④軽自動車税減免申請書 ⑤個人番号(通知)カード

※運転者が生計同一者の場合は①～⑤に加え、生計同一証明願、軽自動車税の減免申請についての確認書等が必要です。詳しくは、市公式ウェブサイトをご確認ください。

申請期限

6月2日(月)



▲市公式ウェブサイト

注意

- ※要件を満たした車両のみが対象です。
- ※減免を受けられるのは、一人一台です。普通自動車で減免を受けている場合は対象外です。なお、自動車税の減免は東北部県税事務所での受け付けです。
- ※前年度減免を受けている人も申請は毎年必要です。
- ※生計同一証明書の発行には時間を要しますので、早めの申請をお願いします。
- ※令和8年度からは申請受付期間が納税通知書発送後から納期限までに変更となります。申請受付期間が短縮されますが、予めご了承ください。

施設廃止後利活用検討のサウンディング型市場調査への参加を募集します

問 湖北広域行政事務センター ☎0749-79-0181

し尿処理施設「第1プラント」の施設廃止後の利活用検討のため、サウンディング型市場調査への参加を募集します。

対象者

事業の実施主体となる意向を有する個人事業者、法人又は法人のグループ

施設の概要

施設名	第1プラント
住所	長浜市湖北町海老江1049番地
施設類型	し尿処理施設
面積	敷地:20,642㎡ 建物等延床:約5,000㎡



▲湖北広域行政事務センターウェブサイト

募集スケジュール

現地見学の参加申込期限	5月15日(木)
現地見学の実施	5月22日(木)または 5月23日(金)
対話参加申込期限	6月25日(水)
対話実施	7月10日(木)、 7月11日(金)
実施結果の公表	8月中旬以降

＼滋賀県スポーツ少年団表彰で受賞されました！／



西秋 栄治さん

大澤 信悟さん

米原市スポーツ少年団指導者のお二人が、滋賀県スポーツ少年団表彰で次のとおり受賞されました。スポーツ少年団発展のためのこれまでのご活躍や功績が評価されました。

育成功労賞	にしあき えいじ 西秋 栄治さん(柏原ミニバスケットボール少年団)
奨励賞	おおさわ しんご 大澤 信悟さん(伊吹野球少年団)

若者自立ルーム「あおぞら」へご相談ください

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5130 FAX 53-5128

「あおぞら」では、何らかの生きづらさを抱える若者の、自立に向けたはじめの一步を応援します。一人ひとりの状況に合わせて、心理相談やサロンなどを組み合わせてサポートします。相談は無料ですので、ぜひお気軽にご利用ください。

相談日時 予約制(☎・FAX 54-5000)

毎週(月)～(金) 10時～12時／13時～16時

※火曜日は臨床心理士相談日

面談時間・対象者

時 間 約50分/人

対象者 市内在住の15歳から39歳までの人とその家族

相談場所

米原市人権総合センターS・Cプラザ1階
あおぞら相談室

秘密は厳守します

働く自信が持てない、子どもの就職のことで誰かに相談したい等、まずはご相談ください。

米原市芸術展覧会(市制20周年記念展)の作品を募集します

☎ 米原芸術協会 事務局(かなやKitchen内)
☎59-3848 FAX 59-3858

対象者 高校生以上

募集部門 美術部門(絵画、彫刻・工芸、書、写真)

作品搬入等

搬入日時

5月17日(土) 10時～18時

搬入場所

近江はにわ館

作品展示期間・会場

期間 6月7日(土)～14日(土)

会場 近江はにわ館

出品料

1点1,000円 ※高校生は1点500円



たくさんのご応募
お待ちしております!

